

環境影響評価審査書

28 ブリストル・マイヤーズ研究所建設事業

I 総括事項

ブリストル・マイヤーズ研究所建設事業は、現在、東京都目黒区に所在する研究所を移転し、新薬の研究、進歩する科学技術を取り入れた新分野の研究に対応する施設の導入・拡充を目的として、綾瀬市吉岡地区に約5.4ヘクタールの土地を確保し、研究施設を建設するものである。

事業予定地は綾瀬市の南西部に位置しており、県道吉岡・海老名線を挟んで海老名市に隣接し、また、ほぼ目久尻川を境として藤沢市に近接している。これらの周辺地域は、農地や工場、住宅地として利用されており、全体として都市郊外の様相を呈している。

事業予定地の現況は、大部分が畑で、その他植木畑、休耕地になっているが、その周辺部は、南側には東京電力中相模変電所及び神奈川県家畜センターが、西側には、県道吉岡・海老名線を挟んで工場があり、北西側から北側一帯には畑が広がっている。また、その東側は養鶏場が操業している。

当地域の自然環境は、植物相では、事業予定地の東側を流れる目久尻川に沿って帯状にコナラ、エノキなどを主体とした斜面林が見られるが、その幅も30メートル程度の小規模なものであり、緑の量は比較的少なく、また、動物相も鳥類や昆虫類の出現種を見る限り都市型や草地性の一般種が多く、やや単調な環境下にあると言える。ただし、特筆すべきものとして、事業予定地の南西部に隣接して神奈川県指定の天然記念物「有馬のハルニレ」があり、これは地域のシンボリックな古木である。

本計画は、計画人口206人の基礎的研究部門、医薬品開発部門の研究施設である研究本棟とパイロットプラント棟、機械棟などの施設配置計画で予測評価されている。しかしながら、予測評価書案によれば、最終的には400人規模の将来計画が予定されており、今回の計画とほぼ同じ建築規模と研究開発機能を想定しているが、将来計画の具体化に当たっては、今回の審査結果を十分配慮し、環境保全上の対策などについて、その内容を明らかに示すこと。

次に、計画地周辺の自然環境は、必ずしも優れたものとは言えないが、まとまりや広がりのある自然が比較的失われている地域であることを考慮すると、事業の実施に当たってはさらに積極的な緑化対策を検討すること。

なお、地元市長から「相互信頼に基づき、地域公害防止協定の検討」について触れられているので、実効性のある協定の検討を地元市との協議により行うこと。

以上の基本的な視点を重視し、また、工事中における周辺環境への影響を考慮して事業を進めること。更に、環境影響予測評価書案の中の個別事項に係る審査をした結果は次のとおりであるが、事業者が環境影響予測評価書を作成するに当たっては、これらの内容を十分に踏まえ、適切な対応をする必要がある。

II 個別事項

1 水質汚濁

放射性同位元素（RI）の処理はトレーサー実験等に使用した廃液を貯留希釈し、排水濃度を「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律」に基づく許容濃度以下とし、公共下水道に排水する

計画である。

しかし、使用する放射性物質の種類、使用量、使用方法、排水処理方法などの記述が不十分なので、これらの内容を明らかにするとともに、RIを含む廃液などが環境を汚染することを防止するための具体的な安全対策を検討すること。

また、抗生物質の研究では国内外から収集した土壌微生物を扱うことになるが、微生物を含む廃液については、滅菌等の処理した後、公共下水道へ排水する計画となっている。

しかし、微生物の種類、滅菌方法、排水処理方法等の記述が不十分なので、これらの内容を明らかにするとともに、有害な微生物を含む廃水が周辺環境を汚染することを防止するための具体的な安全対策を検討すること。

2 騒音－建設作業騒音

今回計画は比較的住宅地から離れた位置の建築工事となっているのに比べ、将来計画では建築予定の研究棟1やパイロットプラント棟の増築部は住宅に隣接しており、工事内容も今回計画とほぼ同様となることが予想されるため、騒音の影響はより大きくなると考えられる。

このため、将来計画を実施するに当たっては、工期の分散やより低騒音の工法を採用するなど工事中の騒音対策について検討すること。

3 悪臭

悪臭が発生する作業としては、研究本棟における化学薬品等を用いた実験や動物実験、パイロットプラント棟における発酵試験、排水処理、廃棄物処理等があり、これらからの悪臭のうち、実験動物臭については排出口に脱臭フィルター（活性炭）を設置し、各棟の屋上の排出口から外気へ排出する計画としている。

しかし、実験動物の焼却時に発生する悪臭については、第三次燃焼方式で処理するとしているが、事業予定地周辺の住宅等への影響を及ぼすことも考えられることから、現研究所における焼却炉の臭気や類似例等を参考に、敷地境界での臭気濃度等について検討し、その結果によっては脱臭効果のある焼却炉の規模、構造等について検討すること。

4 廃棄物

研究所で発生する廃棄物のうち、一般廃棄物と可燃性の産業廃棄物は所内で焼却し、不燃性の産業廃棄物は許可業者に、運搬、処分を委託することとしている。所内での焼却については、一般廃棄物（紙くず、雑芥）、実験動物及び培養廃棄物を焼却する一般用焼却炉と廃溶媒を焼却する溶媒用焼却炉を、それぞれ1基設置して対応することとしている。

しかし、事業予定地内で焼却処分する廃棄物については、管理方法によっては、周辺住民の生活環境への影響を与える可能性も考えられるので、焼却炉の規模・構造及び焼却の方法等や管理体制について検討し、その結果を明らかにすること。

5 植物 動物 生態系

事業予定地及びその周辺部の土地利用は、農地や工場、住宅地として利用されており、都市郊外の様相を呈している。

自然的な緑地としては、事業地の東側を流れる目久尻川に沿って帯状に斜面林（コナラ、エゴノキなど）がみられるが、その幅も約30メートル程度の小規模なものであり、緑の量としては比較的少ないといえる。

また、動物相をみても鳥類や昆虫類の出現種に都市型や草地性の一般種が多く、やや単調な環境下で

あることがうかがえる。

このように、事業地周辺が既に開発され、まとまりや広がりのある自然が比較的失われていることから、みどりを積極的に創造していく配慮が必要な地域と考えられる。

このため、事業地の南西部に隣接する神奈川県指定の天然記念物「有馬のハルニレ」は地域のシンボリックな古木であり、住民にもなじみ深いものであることを考慮して、緑地の配置計画や植樹の方法について検討すること。

6 その他—バイオハザード対策

基礎的研究部門では日本国内はもとより、世界各国の一般に存在する「土壌」を収集し、これらに棲息する微生物から発酵生産される薬理有効成分の探索研究や、数種の試験菌を使用し、抗菌活性を調べる試験管内試験、及び簡単な動物等（マウス）を使用した生体的治療実験などを予定しているが、そこで使用される試験微生物や制癌剤の研究で用いられる動物癌細胞等の取扱いについては、すべて国立予防衛生研究所の指導による安全管理規定に基づくバイオハザード対策下において行うとしている。

しかし、試験微生物等が周辺住民の生活環境に対して影響を与える可能性も考えられるので安全管理上の十分な配慮をしたバイオハザード対策を検討すること。